

東北公益文科大学

総合研究論集

第 29 号

国民年金に対する若年層の納付意識変容に向けた年金教育
— 公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業から —

阿部 公一

2015 年 12 月 22 日発行

国民年金に対する若年層の納付意識変容に向けた年金教育 — 公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業から —

阿部 公一

1. はじめに

第1号被保険者の場合、国民年金保険料の納付に関しては、納付書による郵便局やコンビニ等の窓口での現金納付、口座振替による自動引き落とし、クレジットカードによる納付方法等から任意の方法を選択することができる。ただし、いずれの納付方法に関しても、自らの意思により納付のための手続きや、納付行動を取らなければならない。被用者年金の保険料徴収(納付)方法と比較して、この点が決定的な違いとなる。強制徴収は別にして、第1号被保険者の場合、自らの意思により保険料を納付する制度になっていることから、当然のごとく滞納も発生する。

その理由に関しては、うっかり納付を忘れていたという理由も見られるが、収入が少ないことによる経済的な理由が多い。なかには公的年金制度自体に対する不信感からの滞納も見られる。現行の公的年金制度の財政運営方式は、少子高齢化の影響を受けやすい賦課方式、すなわち世代間扶養制度の役割を果たしていることから、自分たちが受け取る頃の年金額の水準に対する不安や、制度自体が継続されるのかどうか等の不安を持ち得ている若年層もいる。このようなことも関連してか、損得勘定の視点から商品としての公的年金に対して魅力を感じていないようだ(誤解の無いようにお断りしておくが、公的年金は市場原理を通じた商品ではなく、政府による公的な所得保障政策である)。その結果、国民年金保険料に関して、他の年齢階級区分の納付状況と比較すると、特に若年層における納付率が低い状況になっている。

どうにか、このような状況を改善できないものであろうか。納付率を改善するために、督促状等を通じて徴収を強化することの効果は分かっているが、年金教育を通じて若年層に対する納付意識を変容させることはできないもの

うか。以前から筆者は、高校生や大学生等の若年層に対して、公的年金の本質や必要性を理解し、保険料を納付することを納得したうえで、社会人として出発してもらいたいという思いを持ち続けてきた。

そのような折に、公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会に構成員として参加する機会を頂いた。公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業の概要に関しては、本稿の2章にて論じることにするが、同上モデル事業の成果物の1つに、若年層の国民年金に対する納付意識を変容させるための授業用映像教材が制作された。本来、この授業用映像教材に関しては、日本年金機構の地域年金展開事業における年金セミナーにおいて用いられるものであるが、YouTube厚生労働省チャンネルから誰でも視聴することができるようになっていた。

それゆえ、高等学校や大学等の教育機関における年金教育のための授業において、本授業用映像教材が用いられることもあるだろう。本稿における目的は、各教育機関の先生方に、本授業用映像教材を用いたより効果的な年金教育を実施して頂くために、高等学校における教科を通じた年金教育と比較しながら、本授業用映像教材の学びのねらいと目的を論じていくと共に、本授業用映像教材を通じての訴求点を論じていく。特に、本授業用映像教材における訴求点を理解することにより、映像教材の視聴前後にどのような点を強調して授業を組み立てていけばよいのかの一助となることであろう。本教育用論考を通じて、各教育機関の先生方が実践する年金教育に大いに参考になることを期待している。さらに、日本年金機構の職員の方々による年金セミナーの充実に寄与することも期待している。

2. 公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業とは

厚生労働省年金局(事業管理課)により、2014年8月から15年3月までの期間を通じて、公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会が9回開催された。同上検討会の構成員として、筆者も参加する機会を頂いた。公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業では、市区町村における国民年金事務担当者の基礎的スキルを向上させることにより、お客様に対するサービス品質の均一

化を促進させることを目的に、また、若年層を中心に、多くの方々に国民年金制度の役割や必要性を理解してもらうことを目的に、下記の4つのモデル事業を実施することによりそれぞれの成果物を完成させた。なお、参考までにカッコの中の事業者名は、各モデル事業の実施事業者である。

- ①業務支援ツールモデル事業(あずさ監査法人)
- ②通信研修モデル事業(TAC株式会社)
- ③国民年金手続促進モデル事業(株式会社電通パブリックリレーションズ)
- ④国民年金保険料納付促進モデル事業(株式会社電通パブリックリレーションズ)

以上の4つのモデル事業に関して、本章で簡単に概要を紹介しておこう。これまで、市区町村における国民年金事務担当者よりお客様向けに提供される説明に関しては、当然のことながら、担当者各位により格差があったものと推測される。①の業務支援ツールモデル事業では、お客様に提供するサービス(公共サービス)品質の均一化を促進させることを目指して、市区町村の国民年金事務担当者向けのサポートツールである業務支援ツールを試案作成する運びとなった。実際に、モデル事業を実施することにより、市区町村の国民年金事務担当者の方々から、窓口業務の経験に基づく有意義なご意見を頂き、修正を繰り返すことにより業務支援ツールの完成度を高めるに至った。

国民年金の手続きに関して、業務支援ツールを用いて説明することにより、たとえば手続きの途中でお客様が異なる市区町村に引越したとしても、その手続きの途中から均一化された説明を受けることが期待される。また、お客様に対して電話を通じて、国民年金に関する制度や手続きを説明する際にも、業務支援ツールを用いることにより、前回の担当者と異なる別の担当者であったとしても、均一化した説明をすることができよう。実際に、業務支援ツールを用いたサービスは、市区町村の国民年金担当窓口により、2015年度の年度途中から使用が開始されている。

ところで、お客様に提供するサービスを均一化させるためには、まずもって、業務支援ツールを使いこなせるようになる必要がある。熟練の国民年金事務担当者であるならば、これまでの業務経験から特定の手続きに関する流れを整理把握することにより、比較的早く業務支援ツールを使いこなせるようになるであろう。しかしながら、他の部署から移動したばかりの未熟練の担当者の場合、

国民年金に関して持ち得ている専門性の水準はそれほど高くないのかもしれない。やはり、国民年金を中心に公的年金、ひいては社会保険に至るまでの一定水準の専門性を持ち得ていなければ、十分に業務支援ツールを使いこなせないだろう。この課題を解決するために、②の通信研修ツールでは、市区町村の国民年金事務担当者に通信研修教材を自主的に学習させることにより、国民年金を中心に一定水準の専門知識を習得させることを目的としている。独学しやすいように工夫された通信研修ツールを用いて学習することにより、基礎的スキルの向上を目指している。

通信研修教材は、a)基礎編(制度編)のダイジェスト版、b)業務支援ツールの使い方を解説した実務編、c)ケーススタディを通じて業務支援ツールの使い方を学ぶ実務編、d)国民年金の制度に関して体系的に学んでいく基礎編(制度編)の詳細版、e)国民年金法を分かりやすく解説した逐条解説テキストから構成されている。上述のa)からd)の教材に関しては、動画講義を前提としている。また、独学しやすいように、紙上Live講義も用意されている。動画講義を用いて学ぶことができない環境におかれていても、紙バージョンの印刷教材を用いて学習することができる。

当初においては、まず、基礎編のa)ダイジェスト版を学んだ後にd)の詳細版に進み、そのうえに実務編のc)に進むことを想定していた。しかし、通信研修モデル事業の実施を通じて、むしろ、a)からc)そして必要に応じてd)の教材に進むことにより、効率的に窓口業務を理解することができるのではないかと実証を得た。公的年金に関する資格試験のための学習を前提とするならば、a)からd)の教材に進むべきところであろう。だが、新規に国民年金担当窓口に移動した場合、国民年金に関する詳細な制度を理解する以前に、当然のことながら、日々の窓口業務をこなしていかなければならない。そうすると、d)の教材に進む以前にc)のケーススタディを通じて業務支援ツールの使い方を覚えていくことがより効率的に思われる。

③の国民年金手続き促進モデル事業では、国民年金をPRするために用いる広報ツールの試案作成及びモデル事業を通じて、その成果物を完成させるに至った。市区町村の国民年金担当窓口やその協力機関で用いる広報ツールとして、国民年金の制度やその手続きを理解するための各種パンフレット、PR動画、

掲示用ポスターを用意している。各種パンフレットの特徴としては、なんといってもインフォグラフィックの手法を取り入れた説明により、国民年金の制度を初心者でも親しみやすく理解することができるように工夫されている。また、手続きに関する情報に関しても、分かりやすく情報発信をしている。現在、市区町村の国民年金担当窓口において、上述の各種パンフレットを入手することができるように用意されている。各種パンフレットは、「国民年金『はじめのはじめ』」、「学生さんも20歳になったら国民年金」、「忘れていませんか？国民年金のお手続き」、「国民年金『免除・猶予制度』」、「国民年金『障害基礎年金』」、「国民年金『遺族基礎年金』」、「国民年金『老齢基礎年金』」、「手軽にできる国民年金の納め方」の8種類から構成されている。これら各種パンフレットは、高等学校や大学等の教育機関において、年金教育のための副教材としても有用なものとなろう。

また、PR動画に関しては、国民年金の制度を理解させるものとしてではなく、手続きに関する促進を目的にした情報発信である。各PR動画は1分の内容で、「年金の加入手続き～ライフスタイルが変わったら～」、「免除手続きの促進～保険料が支払えないとき～」、「障害年金の案内～申請してください～」、「老齢年金・遺族年金～年金を受け取る日～」の4本構成である。情報発信の手法として、インフォグラフィックアニメーションを取り入れることにより、親しみやすく情報を得ることができるように工夫されている。とりわけ、「障害年金の案内～申請してください～」編に関しては、難しい障害基礎年金の制度を分かりやすいイメージにて情報発信していることから、年金教育に有用なPR動画と言えよう。

以上の①から③の各種ツールに関しては、市区町村の国民年金担当窓口及び担当者向けツールであるのに対して、④の国民年金保険料納付促進モデル事業では、国民年金に対する若年層の納付意識を変容させるために、授業用映像教材の試案作成及びそのモデル事業を実施し、その成果物を完成させるに至った。本授業用映像教材に関しては、これまでの年金教育において見かけることのないようなインフォグラフィックアニメーションを用いた教材である。本稿の表題からもお分かりのように、本稿では国民年金保険料納付促進モデル事業の成果物である授業用映像教材の学びのねらいや目的、高等学校や大学等の教育機関

における効果的な使い方等に関して論述していくが、この点に関しては次の3章に譲ることにしよう。

これら①から④の各モデル事業によるそれぞれの成果物に関しては、厚生労働省のホームページより閲覧及びダウンロードすることができるようになっていいる。厚生労働省のホームページより、分野別の政策「年金・日本年金機構関係」をクリックし、「国民年金ってホントに必要なの！講座」¹⁾や「市町村国民年金事務サポートツール」²⁾をクリックすることにより確認することができる。また、「年金・日本年金機構関係」のページから、関連審議会・検討会等の「公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会」³⁾をクリックすることにより、同上検討会における各種資料や議事録等を確認することができる。本稿において引用している同上検討会の各種資料に関しても、個別に確認してほしい。

3. 日本年金機構の年金セミナーにおける授業用映像教材の学びのねらいと目的

公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業による各モデル事業や、それぞれの成果物の概要に関しては、2章にて紹介した通りである。国民年金保険料納付促進モデル事業の成果物である授業用映像教材に関しても、上述の「国民年金ってホントに必要なの！講座」のページから、動画項目のYouTube厚生労働省チャンネルをクリックすることにより、誰でも視聴することができるようになっている。本授業用映像教材は前半編と後半編の2部構成で各編共5分間の内容にまとめられており、前半編と後半編を続けても10分で見ることができる。

そもそも本授業用映像教材は、日本年金機構が高等学校や大学等の教育機関向けに実施している地域年金展開事業の年金セミナー(年金教育)において活用することを想定して制作されている。このようなことから、同上の「国民年金ってホントに必要なの！講座」のページから、授業展開案も閲覧することができるようになっている。高等学校向け100分間(50分×2回)、大学向け90分間の授業展開案を紹介しているが、本来は地域年金展開事業の年金セミナーにて活用することを前提としている。

そもそも、公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会において検討を重ねた授業展開案は、日本年金機構の職員の方々による出張講義である年金セミナーを想定しており、高等学校学習指導要領に基づく公民科目等で教える社会保障・年金教育における学びのねらいに不足する視点を取り入れた地域からの年金教育である。同上検討会が想定する年金セミナーでは、ワークシートを用いたグループワーク等を取り入れながら、インフォグラフィックアニメーションによる授業用映像教材を用いることにより、国民年金を自分事化して考えられるような視点を身に付けさせることを学びのねらいとしている。また、国民年金に対する若年層の保険料納付意識を変容させることにより、将来における保険料未納防止を目的とした情報発信と言えよう。

年金セミナーにおいて用いられている授業用映像教材においても、当然のことながら、以上のような学びのねらいと目的を持ち得ている。YouTube厚生労働省チャンネルから誰でも授業用映像教材を視聴することができることから、各種教育機関に所属する先生方の中には、映像教材のみを用いることにより、オリジナルな授業を検討している方もいらっしゃるであろう。実際に、授業用映像教材を視聴されて、「公的年金を教えるのに、最も重要と思われる2階建てからなる現行体系(公的年金の仕組み)をなぜしっかりと扱っていないのだろうか? 必ずといてもいいほど高等学校の「現代社会」や「政治・経済」科目の教科書では図も掲載しているのに」というような疑問を抱くこともあるかもしれない。このような疑問を解消し効果的な年金教育を実施するためにも、上述した授業用映像教材の学びのねらいと目的を再確認してほしい。

本授業用映像教材は、公的年金制度を体系的に学ぶことをねらいとした教材ではない。重要なことなので再び述べることにするが、若年層を対象に、学びのねらいは国民年金を自分事化して考えられるような視点を身に付けさせることであり、将来における国民年金保険料の未納防止を目的としている。公的年金を教えることにおいて、国民年金を前面に押し出した年金教育の立ち位置を取っている。このような学びのねらいと目的を理解したうえで、各種教育機関の先生方に本授業用映像教材を活用して頂きたい。

特に高等学校の教科を通じた授業において、先生方が本授業用映像教材を用いる際には、「現代社会」や「政治・経済」等の教科を通じた年金教育の学び

のねらいを踏まえたうえに、本授業用映像教材を活用することにより、自分事化を育成する視点からの年金教育を実践することが理想的に望まれることであろう。だが、各科目の授業時間数の制約から難しいことも承知している。それゆえ、教科外において、地域からの年金教育である年金セミナーの活用も大いに期待されるところであろう。次の4章において、高等学校における各教科の年金教育の学びのねらいと、本授業用映像教材を用いた年金教育の学びのねらいの関係を論じることにする。

4. 年金教育を通じて育成すべき視点

高等学校においては、学習指導要領の改訂により、公民科でも、2013年度入学生より現行課程の教育が開始されている。公民科では、すべての生徒に「現代社会」の科目か、あるいは「倫理」と「政治・経済」の両科目の組み合わせの履修を義務づけている。各高等学校におけるカリキュラム次第ではあるが、「現代社会」の科目選択に加えて「政治・経済」の科目も履修することができる場合もある。公民科における年金の学びは、「現代社会」と「政治・経済」科目の中で実現されている。

ただし、いずれの科目においても、年金を独立した単元(テーマ)として取り扱っている教科書は見当たらない。「現代社会」や「政治・経済」の教科書を確認すると、社会保障の単元の中で年金の解説が行われている程度である。各科目の教科書に共通している点は、社会保障に関する単元の下に複数項目の小見出しから構成されているが、その小見出しのタイトルに年金の名称を含んでいる教科書もある⁴⁾。また、単元内の本文の解説とは別に、年金に関する特設ページを用意している教科書も見られる⁵⁾。教科書の記述内容やその扱いから判断すると、現状の公民科における年金教育は十分に行われているとは言えないが、以前の旧課程時代の教科書よりも明らかに重視されているように感じられる。

意外に知られていない事かも知れないが、家庭科の「家庭基礎」や「家庭総合」の教科書でも、高齢期における生活設計との関連から、年金を含む社会保障を扱っている。家庭科3科目(「家庭基礎」、「家庭総合」、「生活デザイン」)か

らいずれか1科目の履修が義務づけられており、「家庭基礎」や「家庭総合」の科目が選択されると、高等学校における複数教科の科目を横断して、時間数は限られているものの、年金について学ぶ機会が得られる。

これら各教科の各科目においては、どのような学びのねらいの下に年金教育を展開すべきなのだろうか。高等学校学習指導要領解説を参考にしつつ、各科目における年金教育の学びのねらいを筆者なりに論じてみよう⁶⁾。ここでは、公民科の「現代社会」と「政治・経済」科目、家庭科の「家庭基礎」と「家庭総合」を「家庭基礎・総合」科目として捉えることにより、各科目を通じて公的年金を学ぶねらいを論じていくことにしよう。

家庭科の「家庭基礎・総合」科目では、生涯を通じた経済計画とリスク管理について考えさせる必要性に関連して、高齢期の生活設計において、公的年金の必要性を理解させることを学びのねらいとしている。公民科の「現代社会」科目では、共に生きる社会において、公的年金を支えていく個人の役割を理解させることを学びのねらいとしている。他方、「政治・経済」科目では、少子・高齢化が進行していく過程において、社会システムとしての公的年金制度をどのように持続させていけばよいのかを考えさせることが学びのねらいとなろう。

このような各科目における公的年金の学びのねらいから、次に、高等学校における教科を通じた年金教育の3つの視点について論じることにしよう。家庭科の「家庭基礎・総合」科目では、生活経営学的なアプローチにより、「高齢期の生活設計を育成する視点」を重要視すべきである。公民科の「現代社会」科目では、社会的なアプローチによる「個人として支える役割を育成する視点」が必要不可欠になる。さらに、「政治・経済」科目では、財政学的なアプローチによる「持続可能な制度構築力を育成する視点」を忘れてはならない。

以上を通じて高等学校における教科を通じた年金教育の3つの視点について論じてきたが、ここで再び、3章にて論じた国民年金保険料納付促進モデル事業の成果物である授業用映像教材に関して、その学びのねらいから育成すべき視点について整理することにしよう。地域年金展開事業の年金セミナーでは、情報発信的なアプローチにより、「自分事化の充足を育成する視点」を最重要視すべきである。育成すべきこのような視点から、年金セミナーは国民年金の

単なる制度解説を行う機会ではない。

高等学校での年金教育を通じて育成すべき3つの視点は、一般的な年金教育に必要な不可欠な視点であり、本来ならば、各科目の垣根を越えて育成すべきであろう。また、大学における学問分野別(生活経営学、社会学、財政学)からの年金教育へのアプローチを意味している。これら3つの育成すべき視点のうち、高齢期における生活設計の育成や個人として支える役割を育成するためには、なんといっても、自分事化の充足の育成が必須となることであろう。それゆえ、「家庭基礎・総合」科目や「現代社会」科目においては、自分事化の充足の育成が出発となり、その先の展開として、高齢期における生活設計の育成や個人として支える役割の育成につながるものと考えられる。

高等学校での年金教育においても、先生方の工夫により、自分事化の充足の育成は行われているものと推測されるが、授業時間数の制約や教えなければならぬ単元数の多さから、国民年金の手続き論を含んだ自分事化の充足までは十分に行われているとは思えない。むしろ、高等学校での年金教育においては、「自分事化の充足の育成」を最重要視すべきであり、この点に関しては、創設が検討されつつある「公共」科目の年金教育に期待することにしよう⁷⁾。このようなことから、特に「家庭基礎・総合」科目や「現代社会」科目において、年金セミナーにおいて用いることを想定して制作された授業用映像教材を補足的に用いることにより、効果的な年金教育を期待することができると思われる。

5. 情報発信としての授業用映像教材の概要

5.1 表現方法

授業用の映像教材を制作する際に、どのような表現方法を用いれば効果的に伝えられるのかを検討しなければならない。この課題に関しては、第5回検討会において扱われた⁸⁾。授業用映像教材、ひいては年金セミナーの目的としては、将来における国民年金保険料の未納防止であり、とりわけ若年層を対象にしている。後述するデプス調査において、対象者に「どのような手法で説明されると分かりやすいか」ということを聞いたところ、「理屈をガラガラと聞くのではなく、図や絵を用いて直感的に分かるように説明してほしい」というよ

うな要望が多かった⁹⁾。高校生や大学生等の若年層に飽きずに視聴してもらうために、また、直感的に分かりやすく伝えるために、インフォグラフィックアニメーションを用いる運びとなった。インフォグラフィックとは、視聴者に対して伝えるべきメッセージや情報を視覚的に特徴づけて表現する手法であり、本格的なインフォグラフィックアニメーションを用いた年金教育の試みは恐らく今回が初めてであろう。

本授業用映像教材では、a)親しみやすいキャラクターの登用による抵抗感の緩和、b)飽きさせないためのリズムカルな展開、c)記憶に止まるユニークな絵柄や図によるメッセージの強調、d)絵柄や図に文字や数字を強調した演出的な説明を特徴としている。以上の演出的な特徴のうち、本節ではb)に関して補足しておくことにしよう。本授業用映像教材では、スマートフォンを愛用する若年層を飽きさせないために、映像のストーリーがリズムカルな展開となっている。大学生にはそれほど問題ないと思われるが、高校生では少しばかりテンポが速いかもしれない。この点に関しては、複数回視聴することにより理解度を高めていくことができると思われる。YouTube厚生労働省チャンネルのページから、誰でも視聴することができるようになっているので、各種教育機関の先生方は個別に繰り返し視聴することを指導して頂きたい。

5.2 授業用映像教材における訴求の方向性及び構成要素

前節において、どのように伝えるのかに関する表現方法について論じてきた。本節では、何を伝えるべきなのかに関する訴求の方向性及び構成要素について論じていく。この課題に関しては、第3回検討会において、電通パブリックリレーションズにより「国民年金中長期滞納者に関する深層心理・行動分析報告」として説明及び質疑応答がなされた¹⁰⁾。

先行的な既存の定量調査や検討会開催前年度に実施された「公的年金に関する情報発信に係る調査研究業務調査報告書」を前提とし、未納者の深層心理や行動を明らかにするためのデプス調査を実施することにより、授業用映像教材の構成要素を決める訴求の方向性に関する検討がなされた¹¹⁾。本デプス調査では、国民年金の保険料支払いに関して、7～24カ月の中長期滞納経験者を対象者に、①滞納に至ったきっかけや理由、②滞納期間の継続拡大を引き起こす要

因となる国民年金制度の疑問や不満、③納付再開に至ったきっかけや理由、④どのような内容の説明を受ければ納付再開に至ると思われるか、⑤どのような手法(表現方法)により説明を受けたいか、⑥どのような人から説明を受けたいか等について、10人を対象にインタビュー形式にて深層心理を探った。

先行的な既存の定量調査である「平成23年国民年金被保険者実態調査 結果の概要」において、国民年金の保険料を納付しない理由について報告がなされている。参考までに、その一部を紹介することにしよう¹²⁾。すべての年齢階級を集計した全体数での保険料滞納理由を見てみると、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」(74.1%)、「年金制度の将来が不安・信用できない」(10.1%)、「うっかり忘れていた、後でまとめて払おうと思った」(4.0%)という理由が続く。ただし、50～54歳及び55～59歳の年齢階級においては、必ずしもその通りではない。50～54歳の年齢階級においては、「年金制度の将来が不安・信用できない」(5.9%)という理由よりも、「これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない」(6.8%)の理由の方が高くなっている。いずれの年齢階級においても、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」という理由が最も高くなっている。

本デプス調査における①の滞納に至ったきっかけや理由においても、a)収入が少ないことによる経済的な要因が多かった。経済的な要因に対しての訴求の方向性としては、保険料納付促進の情報発信よりも、免除や猶予に関する制度の認知のための情報発信が重要になりえる。したがって、免除や猶予の制度に関しては、授業用映像教材において重要視すべき構成要素となろう。また、b)姉も支払っていないからというように、本人に対してインフルエンサーとなりうる家族や周囲からの影響も見られる。並びに、c)生活費において、保険料支払いよりも他の支出が優先されてしまうというように、支出優先度の低さが見られた。優先度の順位に関しても、国民年金の保険料支払いよりも、税金や国民健康保険の支払いが優先される傾向にある¹³⁾。さらに、d)国民年金に関する各種手続きに関して、手続きが面倒くさい等の手続きに関する抵抗感もあるようだ。このようなd)の態度に対する訴求の方向性として、授業用映像教材には、手続きはそれほど大変ではないということや、まずは、市区町村の国民年金担当窓口に行くべきであるというメッセージが有効となろう。

②の滞納期間の継続拡大に関する理由の奥底に潜む深層心理の追求として、国民年金制度に対する疑問や不満も探っている。その実際の声を書者なりに大まかに整理して紹介すると、a) 損得勘定からの不満、b) 将来における受給水準の引下げや支給開始年齢引上げの不安、c) 制度に対する間違っただ認識による誤解、d) 保険料負担額に対する不満や要望、e) 保険料の運用に関する不透明性に発する不安等である¹⁴⁾。国民年金制度に対する疑問や不満の実際の声に対する筆者の大学における授業経験からの見解に関しては、同上検討会においても発言したが、個人の損得勘定が優先される理由として、市場原理に基づく商品としての任意の個人年金の役割と、公共システムとしての公的年金の意義や役割の違いを理解できていないことが挙げられる。これに対する訴求の方向性として、授業用映像教材においても、納付意義を理解させる構成要素を各所に取り入れている。

そもそも年金という制度は、公的なものであろうと、私的なものであろうと、受給する側面においては現金の受け取りでしかない。この点から、公的年金を損得勘定中心に検閲しがちになることは仕方のないことかもしれないが、財政学の視点から市場原理に対する「公共」の役割や意義を教えることにより、公的年金の名称の語頭に「公的」という語句がついている意味合いを理解させることが重要である。公的年金の本質や必要性を最も重要な訴求点と意識して、筆者も大学での公的年金論の授業を行っている。特に、日本年金機構の職員の方々が大学で年金セミナーを実施する場合に、授業展開案で示されている社会保障「4本の柱」¹⁵⁾についての代替案として、もし教えることが可能な場合は、上述の訴求の方向性を意識した授業をすることにより、政府の政策としての公的年金制度に対する関心や理解を深めさせることができると思われる。

さて、③の納付再開に至ったきっかけや理由として、最も多かったのがa) 収入が増えたので保険料を支払える状況になったという経済的な要因であった。また、b) 滞納することによるデメリットに直面したり気がついた、c) 保険料納付の督促を受けた、d) 家族や周囲による説得、e) 結婚やわが子の誕生等の人生の節目を迎えたことによる意識変容という理由が挙げられる。以上の納付再開に至ったきっかけや理由のうち、c) の保険料納付の督促に関しては、訴求することでより大きな効果を得られると思われる。もし、強制徴収の対象にな

った場合、財産の差し押さえ等も行われるということを伝える必要があるだろう。この点に関して、授業用映像教材では、記憶に止まるユニークな絵柄により財産の差し押さえを伝えている。これも、b)の滞納することによるデメリットであることを自分自身で判断してほしい。

さらに、公的年金の制度や仕組みの認知度と、そのことが納付再開につながるかどうかの検証を模索している。基礎年金の給付の種類として、障害基礎年金や遺族基礎年金に関してもほとんどの方が知っており、肯定的な反応が多かった。これに対して、世代間扶養制度に関しては全員知っていたが、否定的な反応が強く不信感につながっているようであった。公的年金の財政方式¹⁶⁾である賦課方式に関しては、高校生が学ぶ「政治・経済」や「現代社会」科目の教科書にも登場している。少子高齢化の急速な進行により、賦課方式が世代間の利害対立を引き起こしているという「課題の発見」に止まってしまうことから、否定的な反応が強く不信感につながってしまうのであろう¹⁷⁾。

これに対する筆者個人の見解からの訴求の方向性としては、i)若者世代のみが割の合わない目にあわされるのではないかという誤解を払拭させ、公的年金制度は「社会全体で支えている(社会的な仕組みによる助け合い)」ということ、また、ii)基礎年金の給付財源の半分は全世代が負担する税金によるものであること、iii)利潤追求を目的とした民間企業の運営とは異なり、政府が「公的」に運営しているので永久的に継続されること等であろう。さらに、大学生を対象にするのならば、「課題の発見」から「課題の解決」に向けた政策の取り組みとして、iv)マクロ経済スライド等による持続可能な制度構築を訴求すべきであろう。高校生を対象にした年金教育においては、i)からiii)の訴求点で十分であろう。特にiii)の訴求の方向性に関しては、授業用映像教材のなかで、桃太郎の話に例えてメッセージを強調している。

ところで、本デプス調査では、④どのような内容の説明を受ければ納付再開に至ると思われるかについても聞いている。それに対しては、保険料を支払うメリットと支払わないデメリットを知りたいという損得勘定に付随する意見が多く見られた。本来、公的年金に関しては、強制加入が法律により義務づけられており、保険料を支払わないという選択行動は免除や猶予等の対応以外あり得ないところだが、社会人として出発する以前に、自分自身で判断するきっか

けを与えることも重要なことであることから、授業用映像教材ではこの点に関して情報発信をしている。これにより、各自が保険料を支払うということを納得したうえで、社会人として出発してほしい。また、⑤のどのような手法(表現方法)により説明を受けたいかについては、前節においても触れたが、図や絵で分かりやすくという要望から、インフォグラフィックアニメーションの手法を取った。さらに、⑥のどのような人から説明を受けたいかという質問に対しては、芸能人等ではなく、学校の先生や親等の身近な人から説明を受けると納得できるという回答を得ている。この回答からも、日本年金機構の職員の方々によるインフォグラフィックアニメーションを用いた年金セミナーの普及促進が期待されるであろう。

6. 授業用映像教材の構成とその内容

若年層を対象に、将来における国民年金保険料の未納防止を目的とし、国民年金を自分事化して考えられるようにするために、どのような構成要素を持って授業用映像教材を制作していけばよいのだろうか。この課題の答えを導き出すために、5章においては、既存の先行的な定量調査やデプス調査に基づいて、訴求すべき方向性を論じてきた。授業用映像教材¹⁸⁾では、「思い起こせば20歳になったときから、色々ありました。楽しいことや苦しいこと、山あり谷ありの充実した時間を過ごしてきて、ついに今日引退を迎えました」というオープニングに続き、以下のような各テーマから構成されている。

- ①多い？少ない？公的年金で生活している人たち
- ②社会問題解決のため、年金制度 桃太郎
- ③意外に知らない新事実①年金のもう1つの顔
- ④意外に知らない新事実②年金の半分は税金
- ⑤民間個人年金
- ⑥払えない人、そして、払わない人
- ⑦気軽に相談してください

以上の構成において、①と②のテーマが前半編5分、③から⑦までのテーマが後半編5分に収められている。①のテーマでは、「年金がないと生きていけ

ないくらいの大事なものです」と締めくくっているように、高齢期の生活設計を育成する視点(高等学校の「家庭基礎・総合」科目における年金教育の育成視点)、すなわち、自分事化の充足を育成する視点から、自分の人生においても公的年金が必要だということを気がつかせるような内容により情報発信を行っている。その内容は、a) 高齢無職世帯における1カ月当たりの生活費の支出額、これに対して、b) 公的年金の1カ月当たりの平均受給額、c) 公的年金の受給者数、d) 公的年金のみで生活している人たちの割合等のデータを伝えており、公的年金の概略と必要性の認知から納付意義を理解させることに努めている。

②のテーマの前半部分では、桃太郎の話に例えてメッセージを強調している。繰り返すことになるが、少子高齢化の急速な進行から、公的年金の財政方式である賦課方式(=世代間扶養制度)に対する不安が生じている。桃太郎の話はそれに対する払拭のためのメッセージであり、その内容からも大学生よりも高校生に対してより有効であると思われる。授業用映像教材のシナリオに関しては、第5回検討会にて初めて検討された¹⁹⁾。この時点においては、シナリオの構成に桃太郎の話に例えたメッセージは含まれていなかった。その後の第7回検討会で紹介されたシナリオにおいて、桃太郎の話に例えたメッセージが登場した²⁰⁾。そのシナリオを紹介すると、桃太郎を日本という国、つまり政府、そしてキビダンゴを公的年金制度に例えて、桃太郎は半信半疑のお供を連れ添って鬼に戦いを挑むという誰でも知っている内容である。半信半疑のお供は私たち国民のことであり、老後の生活費という将来への不安を鬼に例えている。さらに、政府が「公的」に運営していることから、永久的に継続されることを強調している。

また、②のテーマの後半部分では、公的年金制度は社会全体で支えている仕組み(社会的な助け合いの仕組み)であることを理解させようとしている。若者世代のみが割の合わない目にあわされるのではないかというイメージから、世代間扶養に対する否定的な反応が見られるが、その点を払拭させるための内容になっている。子と親の扶養関係の移り変わりから、公的年金制度を分かりやすく説明している。昔だったら、各家庭内の問題として子が親の老後の面倒を見てきたが、現代社会においてはその事情も変化してきていることから、各家庭内の問題として解決することが難しく社会問題化しており、その社会問題を

解決するための仕組みが公的年金制度(=世代間扶養制度)であり、社会において必要であることを伝えている。

さて、後半編の③では、基礎年金の給付の種類として、長生きするリスクに対する老齢基礎年金のみではなく、障害が残ってしまった場合のリスクに対する障害基礎年金や、一家の働き手を失った場合のリスクに対する遺族基礎年金もあるということを伝えている。すでに5章2節においても触れてきたが、この点に関しては肯定的な反応が多かった。障害基礎年金や遺族基礎年金の認知は、保険料を支払うメリットとして捉えられることであろう。続く④のテーマでは、保険料を支払わないデメリットを認識させるために、基礎年金の給付財源の半分は全世代が負担する税金によるものであることを説明し、シナリオでは「払ったら損だ！なんて言う人もいますけど、本当にそうですか？払わない方が大分損している気がしますけど」とメリットとデメリットを考えさせるメッセージを発信している。

さらに、⑤のテーマでは、公的年金の補完的な関係にある民間個人年金と比較して、公的年金の売りとなる強みも織り込んでいる。公的年金の強みとして、a) 一生涯を通じた終身給付であること、b) 給付額が物価変動に連動することによる購買力の維持を挙げている。ただし、b)の購買力維持に関しては、映像視聴後に補足説明をしないと高校生には難しいであろう²¹⁾。

⑥のテーマでは、収入が少ないという経済的な要因から保険料を支払うことができない人に対して、免除の手続きの情報発信をしている。すでに、5章2節において論じてきたように、収入が少ないという経済的な要因に対しては、納付促進よりも免除手続きの情報発信の方が適切である。また、免除の手続きをすることにより、税金分に相当する給付額を受け取ることができるというようなメリットを伝えている。もし、免除の手続きをせずに放置していた場合は、税金分に相当する給付額を受け取ることができずにデメリットとなることであろう。さらに、⑥のテーマでは、保険料を支払わないことのデメリットとして、財産の差し押さえもあるという恐怖訴求も行っているが、授業用映像教材では、ユニークな絵柄により記憶に止まるような工夫がなされている。

最後に⑦のテーマでは、手続きに対する抵抗感を払拭するために、気楽に市区町村の国民年金担当窓口や地域の年金事務所に相談することを発信している。

また、保険料の支払い方法に関するの情報発信もしている。そして、最後に、20歳になると年金手帳を受け取ることになることを発信している。

7. おわりに

本稿では、公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業の成果物である授業用映像教材を用いて、年金教育を実践する高等学校や大学等の教育機関の先生方が、その効果を最大限に引き出すことができるように、映像教材の学びのねらいと目的、訴求点と構成要素及びその内容の概要に関して論じてきた。本教育用論考を通じて、年金教育を実践する先生方の授業案作成に大いに貢献することを期待している。また、本稿を通じて、日本年金機構の職員の方々が、年金教育を通じて育成すべき視点を理解し、併せて、本授業用映像教材の訴求点と構成要素を確認することにより、より効果的な年金セミナーを実践することに貢献することも期待されよう。

本授業用映像教材に関しては、前半編5分と後半編5分から構成されている。授業の組み立て方次第では、前半編と後半編を続けて視聴することも有効であろう。授業案を組み立てていく際に、映像教材の視聴前にどのようなことを教えればよいのか、前半編の視聴後にどのようなことを確認すべきなのか、また、どのようにして後半編の視聴につなげればよいのか等の壁を乗り越えていかなければならないだろう。本稿は、そのような壁を乗り越えるための一助となろう。

なお、本稿においては、紙数の制限から、本授業用映像教材を用いた具体的な授業案及びその内容に関してまで論じることはしなかった。この点に関しては、今後の課題として、ぜひとも別の機会に論じたい。

注

- 1) 本ページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081367.html>)から、授業用映像教材の視聴や、年金セミナーの授業展開案等を確認することができる(2015年9月28日閲覧)。
- 2) 本ページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079914.html>)から、業務支援ツール、通信研修ツール、広報ツールを確認することができる(2015年9月28日閲覧)。
- 3) 本ページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-nenkin.html?tid=213933>)から、検討会の各回の資料や議事録を確認することができる(2015年9月28日閲覧)。
- 4) 例えば、第一学習社発行の『高等学校 現代社会』(現社311、A5版、全296頁)の「第2編 現代社会と人間としてのあり方生き方」の「第5章 現代の経済社会と私たちの生活」を見ると、第5章は12の単元から構成されている。その中の1つが「12 社会保障と国民福祉」という単元であり(4頁を割いている)、「社会保障のあゆみ」、「日本の社会保障」、「日本の年金制度」、「社会保障の課題」という4つの小見出しから構成されている。また、清水書院発行の『高等学校 現代政治・経済 最新版』(政経306、A5版、全264頁)の「第2編 現代の経済」の「第4章 労働と社会保障」を見ると、第4章は3つの単元から構成されている。その中の1つが「3 社会保障の成立と進展」という単元であり(6頁を割いている)、「世界の社会保障」、「日本の社会保障」、「社会保障の4つの体系」、「日本の社会保障のあゆみと課題」、「社会保険の財源の問題」、「年金財政の考え方」、「高齢社会と介護保険」、「バリアフリー社会の実現をめざして」という8つの小見出しから構成されている。6つ目の小見出しのタイトルには、年金という名称が含まれている。
- 5) 例えば、実教出版発行の『高校政治・経済』(政経303、A5版、全240頁)では、特設ページとして、「Current Topics① 年金制度改革」(1頁を割いている)を設けている。
- 6) 「家庭基礎・総合」科目に関しては、『高等学校学習指導要領解説 家庭編 平成22年5月』の17頁を参照した。「現代社会」科目に関しては、『高等学校学習指導要領解説 公民編 平成22年6月』の15～17頁、「政治・経済」

科目に関しては、53～54頁を参照した。

- 7) この点に関しては、拙稿「若者と社会を結ぶ年金教育を目指して」を参照してほしい。
- 8) この点に関しては、第5回検討会資料2を参照せよ。
- 9) この点に関しては、第3回検討会資料1及び第3回検討会議事録を参照せよ。
- 10) 本報告の内容に関しては、第3回検討会の議事録を参照せよ。
- 11) 先行的な既存の定量調査や「公的年金に関する情報発信に係る調査研究業務調査報告書」に関しては、第1回検討会資料5-2、第3回検討会資料1を参照せよ。
- 12) 本段落における以下の記述は、「平成23年国民年金被保険者実態調査 結果の概要」における第6章の国民年金保険料を納付しない理由の表25(年齢階級別保険料を納付しない理由)に依存している。
- 13) 「平成23年国民年金被保険者実態調査 結果の概要」における第8章の国民健康保険(市町村)の保険料(税)の賦課状況及び納付状況の表31(国民年金の保険料納付状況別国保保険料(税)の納付状況)によると、国民年金の1号期間滞納者であっても、国民健康保険の保険料(税)を全月納めている者の比率は56.4%に上る。
- 14) 本稿では、個別の多様な疑問や不安の紹介に関してまで紹介しきれないため、第3回検討会資料1を参照してほしい。
- 15) この点に関しては、例えば、第8回検討会資料4の大学向け90分間の授業展開案にて確認してほしい。
- 16) 公的年金の財政方式に関する年金教育については、拙稿「年金教育における公的年金の財政方式に関する考察」を参照せよ。
- 17) 具体的な教科書名は挙げないが、世代間扶養制度である賦課方式に関して、現役世代の保険料負担は重くなる一方であるというような欠点、制度維持に対する懸念等の記述も見られる。本来ならば、公的年金に関する本質や必要性を学ばせるべきなのに、「課題の発見」に止まる記述が強調されていることから、「年金の学び」イコール「年金に対する不信感」に止まってしまうのではないかと推測される。

- 18) 本章で以下の各所に紹介しているシナリオについては、動画を視聴することにより確認することができる。再び、注1)を参照せよ。
- 19) 第5回検討会資料2を参照せよ。
- 20) 第7回検討会資料2-1を参照せよ。
- 21) この場合の補足説明として、給付額に関する過去から現在への推移を用いて説明する必要はない。以下のような簡単な経済的な事例を用いて説明すればよいだろう。「ある学生がアルバイトの報酬として1万円を得たとしよう。この1万円で以前から欲しかった1万円の洋服を買うことを決めたとしよう。ところが、10%のインフレーションによる商品価格の上昇により、1万円の洋服が1万1千円になってしまい、元々の手持ち金額1万円では、以前は購入することができたのに購入することができなくなってしまった。つまりこのことは、お金の価値(貨幣価値)が目減りしたことを意味し、物価が上昇すれば以前の購買力を維持できなくなることを意味している。公的年金の給付に関しても現金で支払われることから、同様に物価が上昇すれば、以前の購買力は維持できなくなるころだが、政府の公的な政策であることから、物価変動に連動した調整がなされている」というような補足説明をすれば、高校生に対しても理解してもらえらえると思われる。

参考文献

阿部公一「若者と社会を結ぶ年金教育を目指して」『企業年金』企業年金連合会、Vol.33,No7(第419号)、2014年

阿部公一「年金教育における公的年金の財政方式に関する考察」『東北公益文科大学総合研究論集』、第18号、2010年

厚生労働省年金局「平成23年国民年金被保険者実態調査 結果の概要」、2012年12月

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002r5jf-att/2r9852000002r5kw.pdf>(2015年9月16日閲覧)

公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会「若年層に向けた国民年金保険料納付促進モデル事業」電通パブリックリレーションズ、第1回検討会

資料5-2、2014年8月27日

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12501000-Nenkinkyoku-Soumuka/0000055865.pdf>(2015年9月28日閲覧)

公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会「国民年金中長期滞納者に関する深層心理・行動分析報告」電通パブリックリレーションズ、第3回検討会資料1、2014年9月29日

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12501000-Nenkinkyoku-Soumuka/0000059388.pdf>(2015年9月28日閲覧)

公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会「若年層に向けた国民年金保険料納付促進モデル事業」電通パブリックリレーションズ、第3回検討会資料3、2014年9月29日

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12501000-Nenkinkyoku-Soumuka/0000059362.pdf>(2015年9月28日閲覧)

公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会「第3回検討会議事録」厚生労働省年金局、2014年9月29日

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000061626.html>(2015年9月28日閲覧)

公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会「若年層に向けた国民年金保険料納付促進モデル事業」電通パブリックリレーションズ、第5回検討会資料2、2014年10月29日

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12501000-Nenkinkyoku-Soumuka/0000063492.pdf>(2015年9月28日閲覧)

公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会「若年層に向けた国民年金保険料納付促進モデル事業」電通パブリックリレーションズ、第7回検討会資料2-1、2014年12月17日

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12501000-Nenkinkyoku-Soumuka/0000069146.pdf>(2015年9月28日閲覧)

公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会「若年層に向けた国民年金保険料納付促進モデル事業」電通パブリックリレーションズ、第8回検討会資料4、2015年2月9日

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12501000-Nenkinkyoku-Soumuka/>

0000073873.pdf(2015年9月28日閲覧)

公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会「市町村における国民年金
手続促進モデル事業/若年層に向けた国民年金保険料納付促進モデル事業」
電通パブリックリレーションズ、第9回検討会資料3、2015年3月16日

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12501000-Nenkinkyoku-Soumuka/
0000077875.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12501000-Nenkinkyoku-Soumuka/0000077875.pdf)(2015年9月28日閲覧)

谷田部玲生・他『高等学校 現代社会』第一学習社(現社311)、2013年(2012
年検定済)

中村研一・他『高等学校 現代政治・経済 最新版』清水書院(政経306)、
2014年(2013年検定済)

宮本憲一・他『高校政治・経済』実教出版(政経303)、2014年(2013年検定済)

文部科学省著作権所有『高等学校学習指導要領解説 家庭編 平成22年5月』
開隆堂出版、2010年

文部科学省著作権所有『高等学校学習指導要領解説 公民編 平成22年6月』
教育出版、2010年